

Ⅱ 分野別施策の展開

Ⅰ 部落差別の解消

「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消を目指します。

現状と課題

<教育・啓発の推進、相談・支援の充実、推進体制の充実>

- 部落差別は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な問題です。1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が制定されて以降、33年間にわたり同和対策事業が実施されました。

県では、同和地区の住宅、道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備を総合的に推進するとともに、差別意識の解消のための教育・啓発についても積極的に実施してきました。その結果、物的な基盤整備は着実な成果がみられたところです。

以後、これまでの同和行政の成果を大切にしながら、一般施策を有効かつ適切に実施するとともに差別意識の解消に向けた人権教育・人権啓発を積極的に推進してきました。

しかしながら、公的機関への同和地区の問い合わせが未だ発生しています。また、近年、インターネットの匿名性の高さや情報発信の容易性から同和地区に関する情報の流布や特定の個人や団体等を対象とした誹謗中傷、差別的な表現が後を絶たない状況です。

こうした状況から、国は、この問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定しました。

本県においても、議員提案により「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が2019（平成31）年3月に制定されました。

県が、2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際や子どもの結婚相手に関して同和地区や同和地区出身者への差別意識や偏見が依然としてうかがわれます。

このため、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発に引き続き取り組むとともに、部落差別に関する相談に的確に対応できるよう相談体制の充実を図ることが必要です。

また、部落差別の解消に関する施策を推進するため、その基盤となる推進体制をより一層充実させることも必要です。

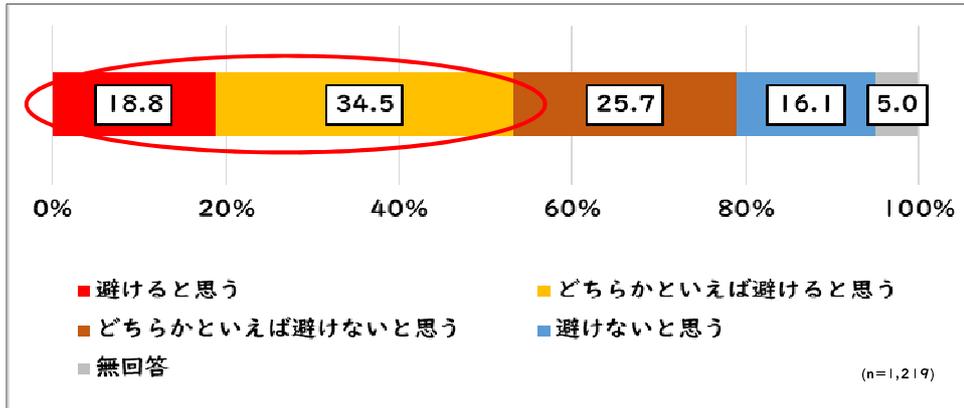
<地場産業の振興・就職の促進>

- 地域での生活の安定や地域の活性化を図るためには、地場産業の振興が重要であり、そのためには企業の経営基盤の安定や販路拡大を図るための一層の取組が必要です。

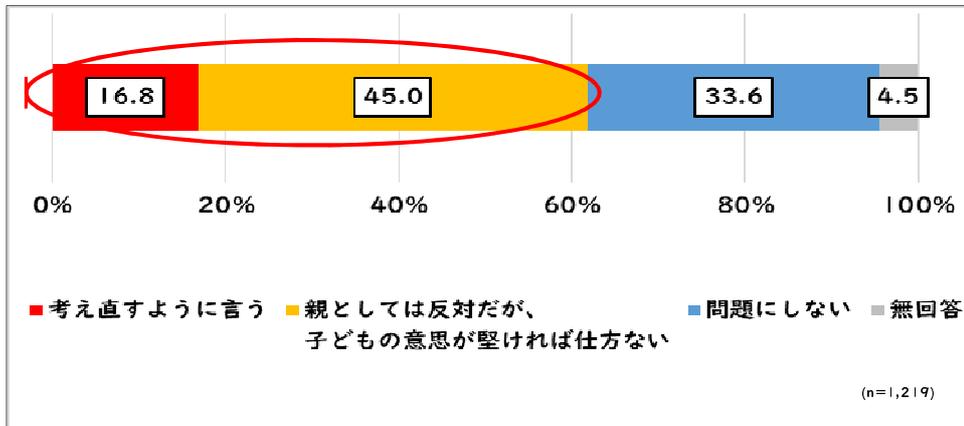
また、雇用においては、就職に際しての差別問題の解消に向け、引き続き、雇用主等に対する公正な採用選考に向けた教育・啓発活動に取り組むことが必要です。

【人権に対する意識(平成29年度人権に関する県民意識調査(人権施策課)より)】

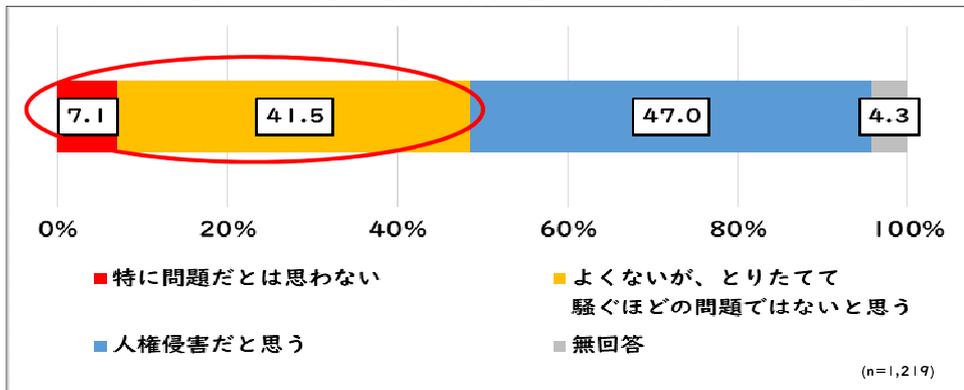
〔住宅を選ぶ際に近くに同和地区がある物件に対する意識〕



〔子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の意識〕



〔インターネット上の同和地区の所在地リストの掲載についての意識〕



〔県内部落差別事象の惹起件数〕

	平成28年	平成29年	平成30年
差別投書	1	2	1
発言	4	2	3
落書き	3	1	0
行為(電話含む)	3	4	9
インターネット	1	2	10
計	12	11	23

市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会調べ

施策の方向性と取組

(1)教育・啓発の推進

- これまでの同和教育の成果を踏まえ、被差別部落に関する歴史や現状について、史実に基づいた教材を活用するなど、**部落差別への正しい理解と認識を深める教育をさらに推進**します。
- 幼児児童生徒の発達段階に応じて、部落差別など個々の人権問題について科学的な認識を深め、**差別をなくそうとする意識・意欲・態度を育成し、具体的な実践行動へとつなぐ人権学習**を「奈良県人権教育研究会」などの教育研究団体と連携して推進します。
- 県立同和問題関係史料センターを中心に、県内の**地域史料の発掘による部落史研究に努め**、その成果に基づいた教育内容の創造・充実を図ります。
- 部落差別の解消に向けた**教職員・保育者、社会教育関係者の正しい理解を培う研修の充実**に努めます。
- 県民の部落差別に関する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、(公財)奈良県人権センター等の関係機関と連携し、講演会や啓発イベントの開催、新聞、テレビ等**様々なツールにより県民への人権問題に関する情報提供の充実**を図ります。
なお、情報提供にあたっては、相談事例や差別事象等**これまでの取組の中で蓄積された人権に関する情報の提供に努めるとともに**、県民の自主的・主体的な学習意欲を喚起する**効果的な啓発手法等の研究**を行います。
- 企業等に対して、労働局や経済団体等と連携し、公正採用選考人権啓発推進員による部落差別解消に向けた人権研修を積極的に促進するなど、**人権尊重の精神にたった企業づくりを支援**します。
- 国、県、関係機関等で構成する「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク」において**情報交換や連携強化**を図るとともに、部落差別解消に向けた積極的な啓発を行うことにより、**えせ同和行為による被害の未然防止と拡大防止**を図ります。

(2)相談・支援の充実

- 国・県・市町村・NPO等の人権相談機関で構成する「**なら人権相談ネットワーク**」を活用し、**各相談機関との情報共有及び連携の強化**を図るとともに、研修等の実施により、**相談員の資質向上**を図ります。
- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられています。隣保館において、生活上の相談、人権に関わる相談、人権課題解決のための各種事業を適切に行うことができるよう、職員への研修等を充実にし、**隣保館職員の資質向上**に努めます。

(3)産業・就労の取組

- 「小規模企業振興基本条例」に基づき、地場産業の振興に向け、それぞれの企業の経営基盤の安定化と販路拡大、**あるいは事業継承や人手不足対策など、関係機関・団体との連携・協力のもと支援策の充実**に努めます。
- 企業に対し、**公正採用選考人権啓発推進員の配置を促進**し、推進員への研修等を通じて、**差別のない合理的な基準による採用選考を推進**します。
- 就労の機会均等を保持し、就職を促進するため、**隣保館への求人情報の提供、隣保館における職業相談の充実**に努めます。

(4)推進体制の充実

- 庁内における人権施策の推進組織である「奈良県人権施策推進本部」を中心に、**県職員への啓発や研修の実施により、施策を実行する県職員としての自覚を促すとともに、関係部局が連携・協力のもと、部落差別に関する実態や課題などの情報交換・共有**を図り、部落差別解消に向けた施策を推進します。
- 国、県、市町村及び関係団体が、それぞれの立場や役割に応じた部落差別解消の施策を推進するとともに、より一層総合的かつ効果的に施策を推進するため、**相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化**します。
- 部落差別の解消に関する施策を展開するにあたって、**必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を実施**します。

2 女性の人権

男女がともに、それぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保される男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

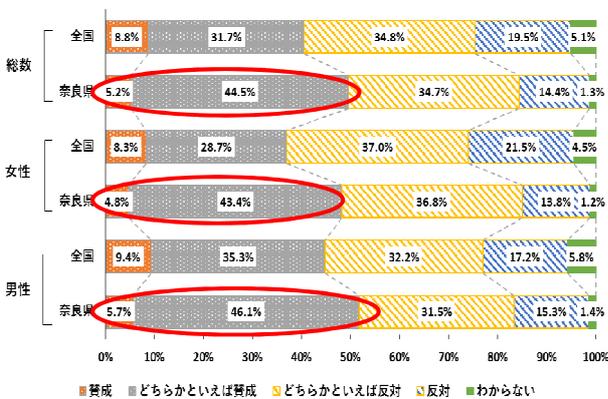
現状と課題

< 固定的な性別役割分担意識の解消 >

- 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方が良いといった性別による固定的な役割分担意識、男性優位の意識が依然強く、本県はその傾向が全国よりも高くなっています。

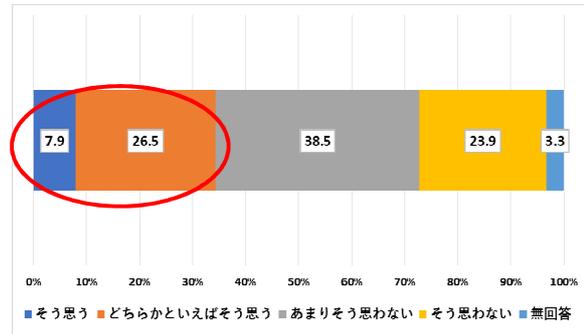
依然として残る、こうした性別役割分担意識を解消し、男女にかかわらず、ワークライフバランスを実現でき、能力を発揮できる環境づくりが必要です。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識】



出典：平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

【「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方が良い」という考え方に対する意識】

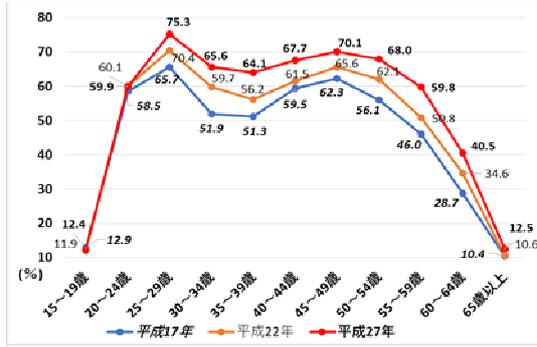


出典：平成29年度人権に関する県民意識調査（人権施策課）

< 女性活躍の推進 >

- 国においては、女性の活躍の拡大をめざし、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行し、保育の受け皿整備の加速化、企業における女性登用に向けた働き方改革などの取組が進められてきました。
- 本県の女性の就業率は、62.8%（2015（平成27）年 20～64歳）で全国最下位ですが、年齢階級別就業率を見ると、35歳～39歳の就業率は過去5年間で7.9ポイント上昇し、上昇率は全国1位でした。また、現在未就労の女性の約6割が働きたいという希望があり、人手不足の企業においては、その潜在的労働力に期待が集まっています。
- 一方で、男性の長時間労働割合や帰宅時間は依然全国上位であり、県の調査結果では、子育てに関われない夫の理由の8割が「仕事が忙しい」であるなど、男性のワークライフバランスは依然改善していない状況です。
- 県では、男女ともに働きがいを感じ、生き生きと働き続けられることをめざし、「なら女性活躍推進倶楽部」を2017（平成29）年に設立（令和2年1月現在114企業登録）し、企業とともに、経営者・管理職や女性自身の意識啓発となる取組を進めてきました。
- 女性の就業率の向上や管理職をはじめとするあらゆる場への登用、男女ともに仕事と家庭・子育ての両立支援などを進めるため、企業や地域と連携したさらなる取組の強化が必要です。

【年齢階層別女性の就業率の推移（奈良県）】



出典：国勢調査（総務省）

【帰宅時間】

都道府県	帰宅時間	順位
全国	19:31	—
兵庫県	19:56	1位
神奈川県	19:55	2位
埼玉県	19:51	3位
茨城県	19:46	4位
千葉県	19:46	4位
大阪府	19:46	4位
奈良県	19:46	4位
島根県	18:34	46位
鹿児島県	18:32	47位

出典：平成28年社会生活基本調査（総務省）

【週60時間以上勤務割合】

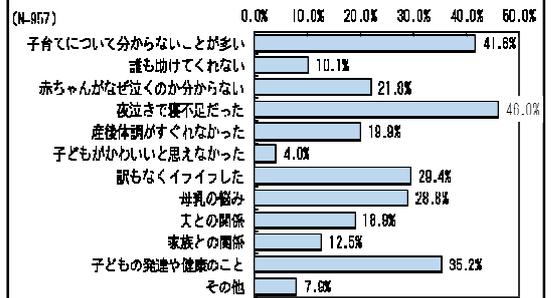
都道府県	週60時間以上勤務割合	順位
全国	13.3%	—
北海道	15.3%	1位
福岡県	14.6%	2位
埼玉県	14.3%	3位
奈良県	13.6%	14位
熊本県	13.6%	14位
神奈川県	13.6%	14位
長崎県	13.6%	14位
秋田県	9.9%	46位
沖縄県	9.0%	47位

出典：平成29年就業構造基本調査（総務省）

＜地域における子育て環境の整備＞

- 子育て中の妻の約半数が子育ての不安感・負担感を感じています。また、家事や育児の分担は妻に約8～9割偏っており、夫の約半数が、妻が一番しんどいと感じる「授乳等、夜泣きの対応」を全くしていない状況です。
専業主婦率、核家族率全国1位の奈良県において、母親の子育ての不安感・負担感の増大は「産後うつ」「虐待」につながる恐れがあります。
子どもの心身の健やかな育ちのため、親が安心して子育てができる環境整備の推進が必要です。

【妻の子育てがしんどいと感じた要因】

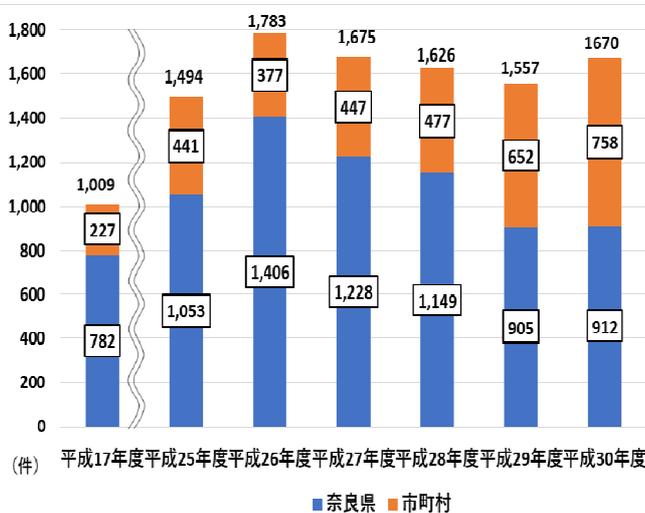


出典：平成30年奈良県結婚・子育て実態調査

＜女性に対する暴力＞

- DVは、他人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。本県のDVに関する相談件数は、2014（平成26）年度をピークに年間1,500件を超える状況です。DVは重大な人権侵害であるとの認識のさらなる浸透と被害者支援の充実が必要です。
また、2017（平成29）年の内閣府調査によると、性被害を受けても「どこ（誰）にも相談しなかった」割合が高く（56.1%）なっています。
- 奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）の相談件数は延べ118件（2019（平成30）年度。開設月10月～3月分。）ですが、過去に受けた被害に悩む方も多く、相談窓口のさらなる周知とともに、啓発と被害者の心に寄り添う支援の強化が必要です。

【DV被害の相談件数の推移】



奈良県子ども家庭課調べ

【性的被害を受けたときの相談先】



出典：平成29年男女間における暴力に関する調査（内閣府）

施策の方向性と取組

(1) 固定的な性別役割分担意識の払拭

- 性別や年齢を問わず、あらゆる人にとってそれぞれの能力を活かすことができる**男女共同参画社会の実現が、経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため**、講座や研修による学習機会の提供に努めるとともに、広報・啓発活動を推進します。

(2) 女性活躍の推進

- 女性が就労により能力を発揮できるよう、**企業や女性に向けた取組により、企業での活躍や起業など様々な働き方での女性活躍を推進**します。
- 男女が互いに尊重し合い喜びを分かちあう子育ての促進をめざし、**企業や地域と連携した父親の子育て参画の促進**に取り組みます。

(3) 地域における子育て環境の充実

- 親が安心して子育てできる「家庭」と「地域」をつくるため、**妊娠期からの切れ目のない子育て支援を強化するための市町村体制の整備・充実**を進めます。
- 企業や団体等**多様な団体による子育て支援環境を整備**していきます。

(4) 女性に対する暴力の根絶

- DVなどあらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて、**配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、引き続き、広報・啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援**に取り組みます。
- 性暴力被害者に対し、奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）での相談・支援及び関係機関との連携を通し、**中長期的な支援も含め、個々のケースに応じて、被害者の心に寄り添う支援**をめざします。

3 子どもの人権

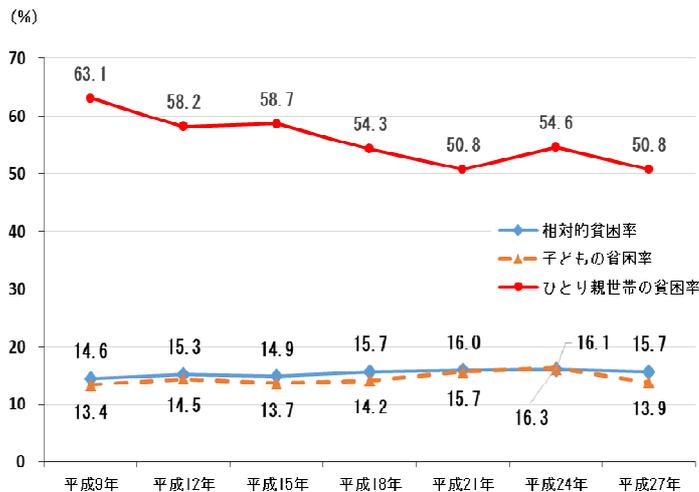
子どもの人権の尊重及び保護に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境と、子どもが安全かつ安心して健やかに成長できる環境の整備を進めます。

現状と課題

<子どもの教育格差、貧困の連鎖の阻止>

- 2015（平成27）年において、国民の約6.5人に1人が貧困状態であり、全国の子どもの7人に1人が貧困状態にあります。また、厚生労働省国民生活基礎調査によると、全国のひとり親世帯の約半分は相対的な貧困状態にあります。
また、離婚などによるひとり親世帯や規制緩和に伴う非正規雇用労働者の顕在により所得格差が生じています。
そして、親の経済的貧困により教育機会に恵まれなかった子どもの低学力、低学歴など教育格差が生じ、その結果、低賃金の職にしか就けないという、貧困の連鎖が生じています。
このため、子どもの教育の機会均等を図るとともに、ひとり親世帯等の経済的自立を促し、教育格差、貧困の連鎖を阻止するための取組が必要です。

【全国の相対的貧困率、子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率の推移】

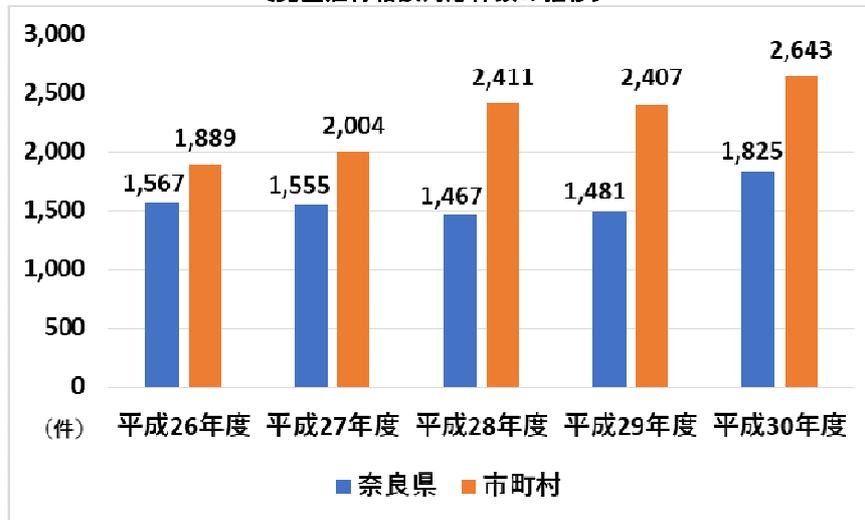


出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

<いじめ問題等への取組、子どもの権利擁護の推進、児童虐待防止対策>

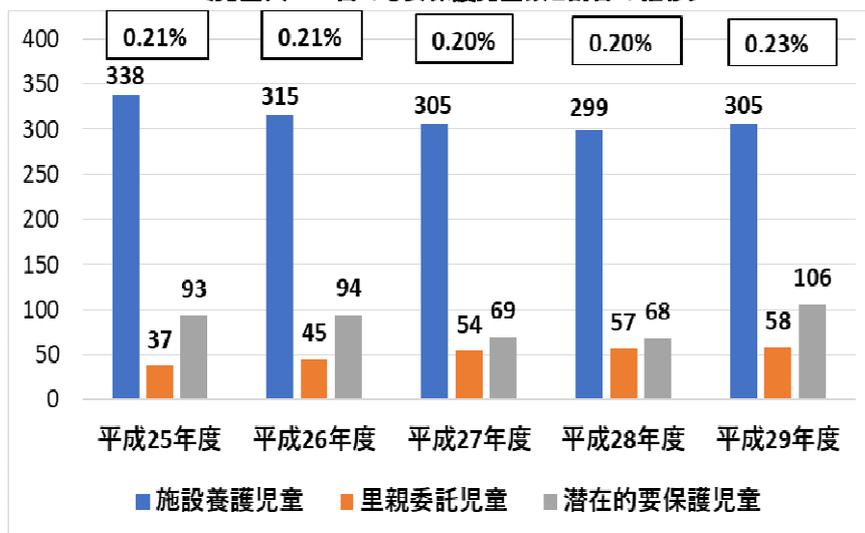
- 虐待、いじめ、体罰などの子どもへの人権侵害が深刻化するとともに、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。
このため、いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の課題から児童生徒を守れるよう、学校教育、家庭教育、支援体制のより一層の充実が必要です。
また、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応した社会的養護体制の整備が必要です。
さらには、児童虐待の発生予防・早期発見への取組を進めるとともに、関係機関との連携による切れ目のない相談体制・支援の強化が必要です。

〔児童虐待相談対応件数の推移〕



出典：奈良県子ども家庭課調べ

〔児童人口に占める要保護児童数と割合の推移〕



出典：奈良県子ども家庭課調べ

施策の方向性と取組

(1)子どもが健やかに育つ環境づくり

- 次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、**子育て家庭に対する経済的支援**を行うとともに、地域毎に異なる子育て支援ニーズを充たせるよう、広域的な観点から、**子育て支援に関する市町村連携**を促進します。
- 放課後や週末等における子供の安全で適切な遊びや交流の場を確保し、**自主性や社会性を培う健全育成の場の充実**を図ります。
- 社会的養護が必要な児童等に家庭的な養育環境を提供するため、里親の養育にかかる負担の軽減と手当の充実等**里親養育への支援強化**を図るとともに、**里親の制度の普及・啓発**に努めます。
- **児童養護施設を退所した子ども等に対する、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充**を図ります。

(2)人権を尊重した教育・啓発の推進

- 学校においては、**人権尊重の精神の育成**に取り組むとともに、**児童生徒一人ひとりを大切に、個性を生かす学校づくり**を進めます。
- 家庭において、**保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重**され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。
- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、家庭、地域と連携しながら、**一人ひとりの個性や発達段階に応じた保育を推進**します。

(3)いじめ問題等への取組

- 「奈良県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ、暴力行為、不登校の未然防止、早期対応を図るため、スクールカウンセラー等の活用による**学校の教育相談体制の強化**を図ります。
- どんな小さいいじめの芽も見逃さない意識を学校・教職員がもち、丁寧かつ積極的にいじめを認知し、**未然防止や早期発見・早期対応、いじめの再発防止**に向けた取組を推進するため、**教職員の対応能力向上や生徒指導体制のさらなる充実を推進**します。
- 児童生徒一人ひとりを多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受けとめ、**学校、家庭、地域、関係機関・団体における連携を推進し、社会全体が一体となって取り組むべき課題であるとの認識を深める**よう啓発に努めます。

(4)児童虐待の根絶

- 発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを児童虐待対策の柱とし、児童相談所の相談体制を強化するとともに、**市町村、児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関と連携**しながら施策を推進します。
- **県内の虐待事案に機動的な対応**を図るため、児童相談所と市町村要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化を図るとともに、休日夜間における緊急相談や通報に対応する「児童相談所虐待対応ダイヤル『189』」による**24時間365日体制の対応**を行います。
- 市町村職員への各種研修事業等による**市町村体制強化に向けた支援**や、オレンジリボンキャンペーンによる**県民への児童虐待に対する広報啓発等を実施**します。
- **虐待を受けた子どもの心のケア**を行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう、**虐待をした親に対する支援**にも取り組みます。

(5)子どもの貧困対策

- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように「**経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画**」に基づき、市町村や関係機関等と連携しながら、学習支援などの**教育支援や子どもの居場所づくり等こどもの貧困対策を推進**します。

4 高齢者の人権

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会づくりに向けた取組を進めます。

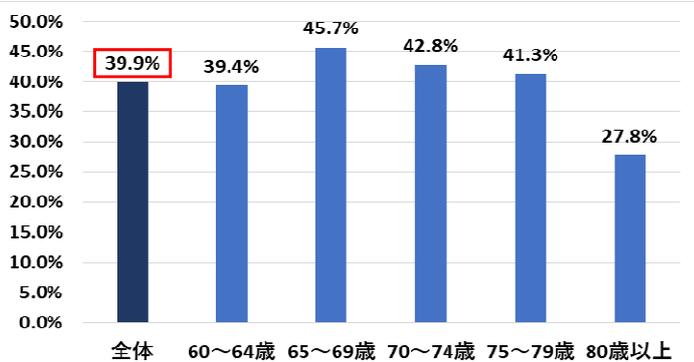
現状と課題

<高齢者の社会参加の促進>

- 多くの高齢者が、社会活動に参加したいと考えていますが、実際に参加している高齢者は限られています。

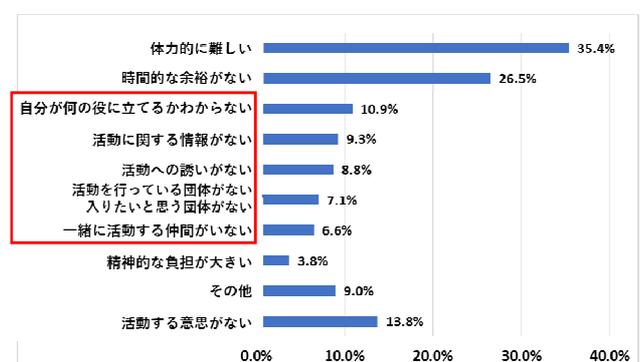
このため、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するとともに、社会の担い手としての役割を果たすことができる社会を実現するため、希望する高齢者へ就業機会を提供していくことが必要です。また、高齢者が参加できるボランティア活動の情報提供や、地域活動へ積極的に参加できる機会等の創出にも努めていくことが必要です。

【社会的な活動を行っている高齢者の割合】



出典：平成30年度 高齢者の住宅と生活環境に関する調査(内閣府)

【社会的な活動をしていない理由(複数回答)】



出典：平成30年度 高齢者の住宅と生活環境に関する調査(内閣府)

<地域コミュニティの再生、地域包括ケアシステムの構築・深化>

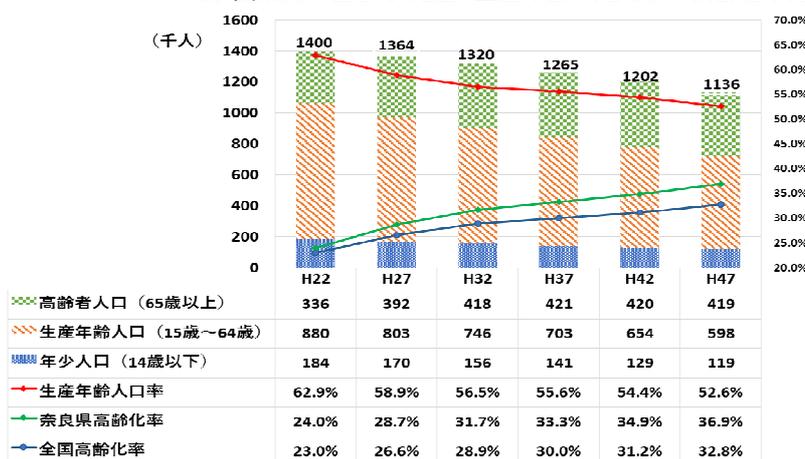
- 本県の人口が減少する中、今後65歳以上の高齢者人口が、全国平均を上回るスピードで増加するとともに、15歳～64歳の生産年齢人口が減少するなど、人口構造の変化が見込まれています。また、65歳以上の高齢者単身世帯の割合の増加が見込まれるなど、世帯構造の変化も見込まれています。

このような中、地域を支える人材が不足するなど、地域における住民同士のつながりが希薄となり地域のコミュニティ機能が低下しています。また、独居高齢者の孤独死などの問題が顕在化しています。

このため、地域ぐるみでの共生を図り、独居高齢者の孤独死を防止するため、地域における高齢者の見守り体制を充実させるなど、地域コミュニティを再生することが必要です。

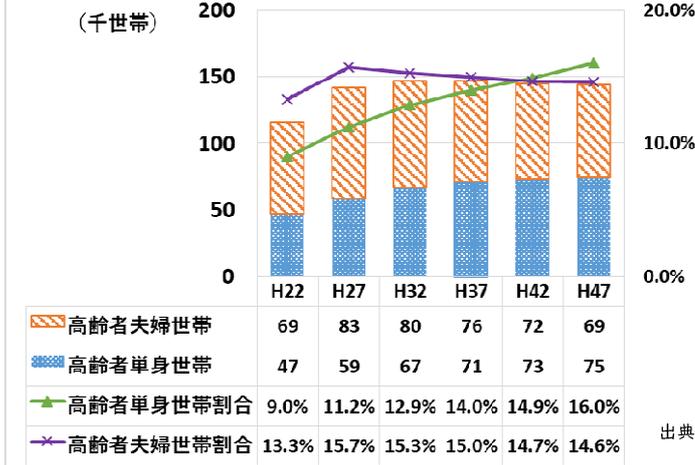
また、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に確保していくことが必要です。

【奈良県人口推移等(老齢・生産年齢・年少人口・高齢化率)】



出典：日本の都道府県別将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)

【奈良県の高齢者単身・高齢者夫婦世帯数(高齢者単身・夫婦世帯割合)】



＜高齢者の権利擁護、介護施設従事者等による虐待の防止と予防＞

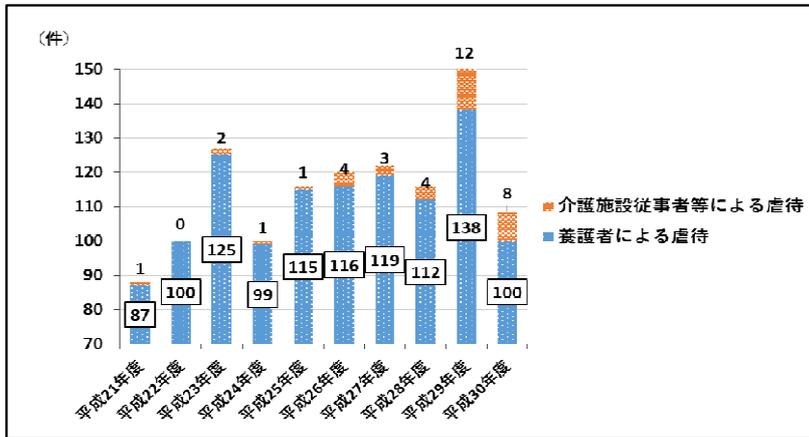
○ 高齢者の人口増加とともに、高齢者の介護を行っている家族などの介護疲れ、介護ストレスによる虐待の増加や、知識、介護技術、感情のコントロールの問題による介護施設従事者等の高齢者に対する虐待が問題として表面化しています。

また、2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」において、高齢者の権利を擁護する意識が希薄なことや認知症に関する知識・理解が十分でないとの結果が出ています。

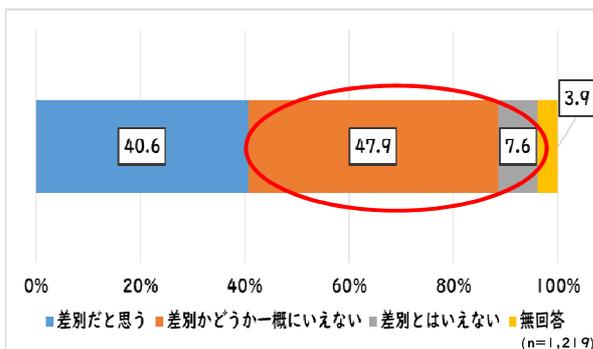
このため、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができるよう、認知症高齢者への理解を深め、高齢者の尊厳や権利擁護の意識を高めるとともに、成年後見制度の普及や市町村が実施する高齢者虐待防止の取組を支援することが必要です。

また、高齢者施設において適切な職場研修を実施する人材や、従業員のストレスケアに向けた取組も必要です。

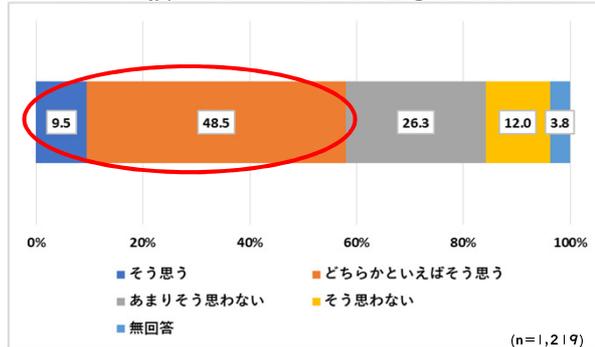
【奈良県の高齢者虐待の状況】



【家主が、高齢者にマンションを貸さないことに対する意識】



【「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動を制限されても仕方がない」と考える人の割合】



施策の方向性と取組

(1) 高齢者活躍の推進

- **高齢者のニーズに応じた就労を支援**し、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図ります。
- 高齢者の「生きがいづくり」や「健康づくり」等、地域社会への参加につなげるために**スポーツ、文化活動、ボランティア活動を推進**します。
- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が地域で安全に生活し、社会参加できるよう、県民・事業者・行政が連携してハード、ソフトの両面から**福祉のまちづくりを推進**します。

(2) 地域包括ケアの推進

- 地域の実情に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保され高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる「**地域包括ケアシステムの構築**」を進めます。
- 地域コミュニティを再生するため、見守り活動やサロン活動をはじめとする、**自治会や地域の住民による自主的な福祉活動（小地域福祉活動）を推進するための支援を充実**します。

(3) 高齢者の権利擁護の充実

- 認知症の人や判断能力の不十分な人も安心して福祉サービスを利用できるよう、**成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進**など、権利擁護の視点に立った支援の充実を図ります。
- 高齢者の尊厳や人格、プライバシーを保護するため、**県民に対する理解促進のための広報や介護施設等の職員を対象とした研修等により教育・啓発の充実**に努めます。

(4) 高齢者虐待の根絶

- 高齢者虐待防止と予防の実践につなげるよう、**市町村が実施している虐待防止、早期発見の事例等を広く共有することに努めるとともに、地域包括支援センターや介護施設の職員等を対象とする研修会講師の育成**に努めます。

5 障害のある人の人権

障害のある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援やライフステージを通じた切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障害者施策を推進します。

現状と課題

<障害者に対する理解の推進>

- 「障害者基本法」に定める「差別の禁止」を、より具体的に規定し、それが遵守されるための措置等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止、差別の解消につながるような啓発や情報収集などが規定されています。

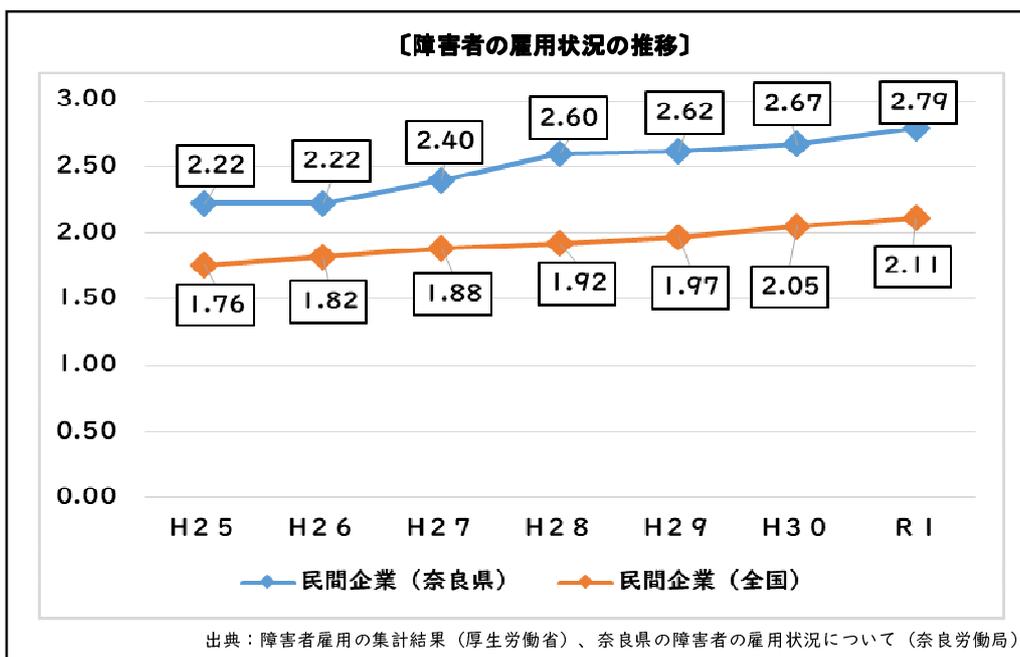
本県でも、整備された法律の考え方を基本としながら、障害を理由とする差別の解消を進めるため、市町村や障害者団体、企業等と連携を図りつつ、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理解促進に向けた各種の周知・啓発活動を展開するとともに、県民や企業等の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行う必要があります。

<就労機会の確保>

- 本県の民間企業等における障害者雇用率は、2019（令和元）年は2.79%で、全国1位となり、全国トップレベルを維持していますが、障害のある人が就労を通じ自立した生活を送るためには、就労により安定した収入を得ることが重要であり、さらなる雇用機会の創出を図る必要があります。

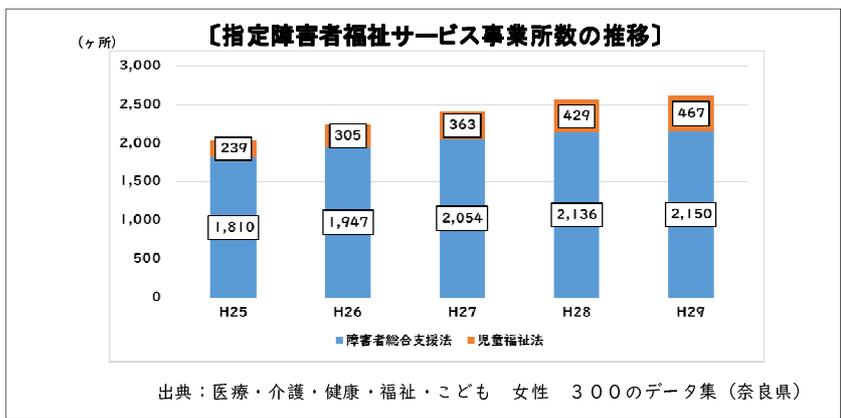
<社会参加の促進、スポーツ・文化芸術活動の促進、教育の充実>

- 障害のある人の自立や社会参加を進めるうえで、全ての人が平等、円滑に情報を入力し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要であり、そのためには手話通訳者などの意思疎通支援を担う人材の養成・確保が必要です。また、障害のある子ども一人ひとりの障害特性等に応じた教育の充実や、障害のある人がスポーツや文化芸術活動に参加できる機会の充実により、自立・社会参加を促すことが必要です。



<障害福祉サービスの向上>

○ 障害のある人の地域生活支援に向けて、障害福祉サービス事業所の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にあります。地域におけるサービス事業所数やサービス提供の種類等の是正、支援の質の向上が求められています。

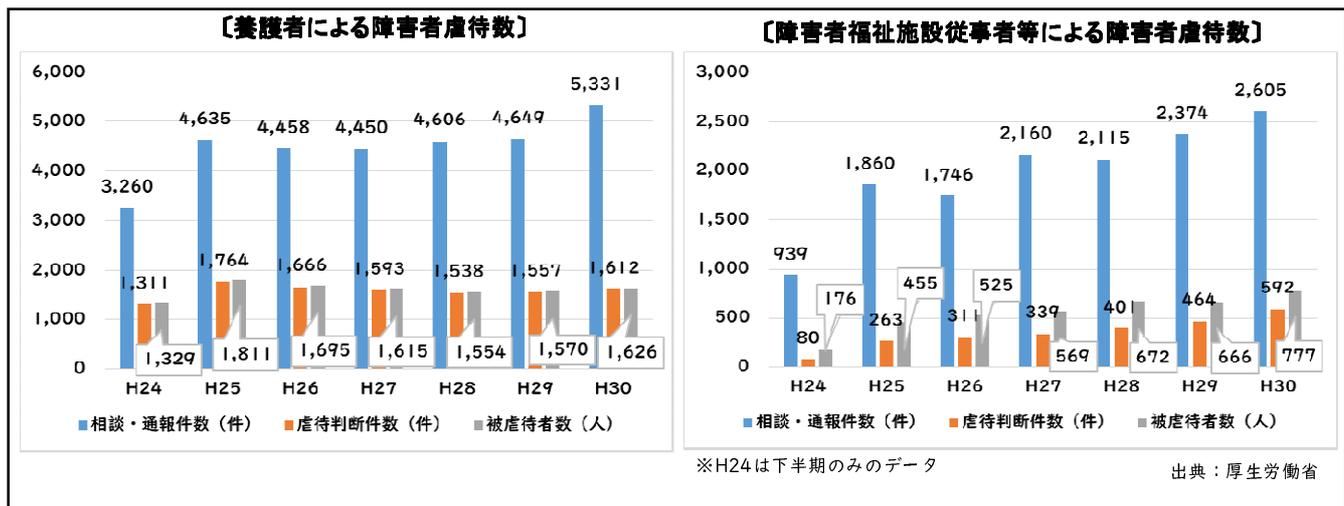


<障害者への虐待防止>

○ 「障害者虐待防止法」が施行され、障害者虐待の予防および早期発見などについての国・地方公共団体などの責務と役割を定めるとともに、障害者への虐待を発見した人には、市町村や県への通報が義務づけられています。

障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとってその虐待を防止することは極めて重要です。

また、障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげることが必要です。



施策の方向性と取組

(1) 障害者への理解・配慮の促進

- 障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、県民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくまほろば「あいサポート運動」を推進します。

(2) 就労機会の確保

- 働くことを希望するすべての障害のある人が、自分の能力を発揮できる仕事に就けるよう、県に**就労連携コーディネーター**を配置し、**障害者雇用に対する企業理解を進めるとともに、障害者と企業のマッチングを行い、雇用の促進**に取り組みます。
- 障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関が連携し、**職場定着支援の充実**を図ります。
- 障害のある人が農業分野での就労の場を確保するため、障害福祉サービス事業所へ農業技術や加工・販売に係る専門家を派遣するなど**農福連携を推進**します。

(3) 社会参加の促進

- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人が地域で安全に生活し、社会参加できるよう、県民・事業者・行政が連携して、ハード・ソフトの両面から**福祉のまちづくりを推進**します。
- 障害のある人が自らの決定に基づき社会活動に参加できるよう、**手話通訳者等の人材の養成・確保や障害特性に応じた情報保障、情報提供の充実**を図ります。

(4) スポーツ・文化芸術活動の促進

- 障害のある人がスポーツや文化芸術活動に参加する**機会の充実**を図るとともに、**障害のある人となない人がともに参加できるイベント等の開催により交流を促進**します。また地域における**障害のある人の文化芸術活動の充実**を図ります。

(5) 教育の充実

- 一人ひとりの障害特性に応じた支援を受けられるよう**個別の教育支援計画や指導計画の作成を促進し、就職や進学等、希望する進路の実現に向けた支援を充実**させるとともに、**教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る研修**を行います。
- 学校教育における障害者理解の促進を図るため、**障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会**を設けます。
- 希望する学校で安全に安心して学校生活を送ることができるよう、**各学校の環境整備を進めるとともに、就学に関する相談体制の充実**を図ります。
- 医療的ケアの提供体制の充実を図るため、福祉・医療等の関係機関との連携強化に向け、**特別支援教育コーディネーターのスキルアップ**とともに、コーディネーターを支援する**特別支援教育巡回アドバイザーの機能**を充実します。

(6) 障害福祉サービスの向上

- 障害のある人の地域生活支援に向けて、**障害福祉サービスの基盤整備や、福祉・介護人材の確保及び資質向上**を図ります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に即した**地域相談支援ネットワークの構築**に取り組みます。

(7) 障害者虐待の根絶

- 障害者虐待を未然に防止し、虐待が発生した際に迅速な対応ができるよう**市町村職員、障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修**の充実を図ります。
- 障害者虐待の未然防止・早期発見につなげるため、公開講座の開催により、広く県民に、**障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等**に取り組みます。
- 障害者虐待に関する相談・通報等について**市町村障害者虐待防止センター等関係機関との連携を強化し迅速かつ適切に対応**するため、対応状況について**定期的に検証**を行うとともに、障害者虐待への対応事例や対応方法等を記載した**市町村職員向けの障害者虐待事例集**を活用し、**市町村職員の対応能力の向上**を図ります。

6 生活困窮にある人の人権

生活困窮者に対する偏見、差別意識の解消に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の就労支援等、自立支援に向けた取組を推進します。

現状と課題

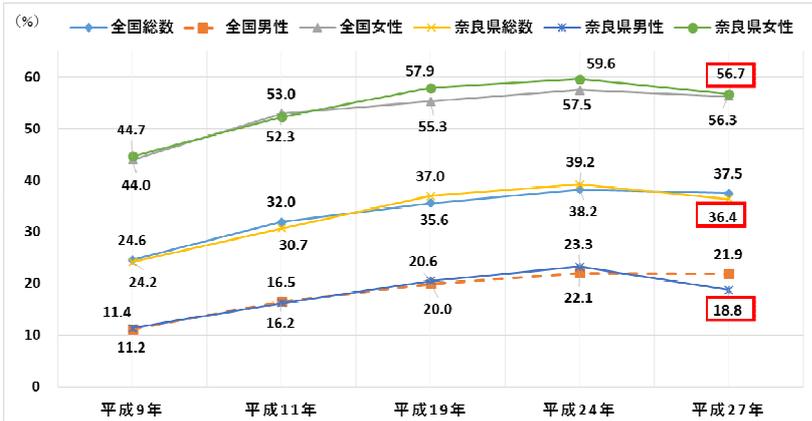
<非正規雇用労働者への対応>

○ 非正規と正規雇用労働者では、賃金や社会保障などの適用について大きな差が生じている中、本県の非正規雇用労働者の割合は36.4%を占めています。

さらに、正社員として働く機会に恵まれなかった不本意非正規雇用労働者の割合は、2014（平成26）年全国では、非正規雇用労働者全体の18.1%を占めており、正社員への転換等、希望や意欲、能力に応じた雇用形態の実現を図る取組が必要です。

また、非正規雇用による不安定な雇用と低賃金、高齢化等による非就労などにより、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者が顕在化していることから、一般就労に向けたさらなる支援として、就労訓練の機会を提供する取組を強化するとともに、より個人の状況に応じた支援を可能とするため、就労訓練事業所の充実が必要です。

【非正規雇用の割合の推移】



全国平均賃金時給（H30）
非正規：1,301円
正規雇用：1,963円
（662円の格差）

出典：平成27年国勢調査就業状態等基本集計結果（統計課）ほか

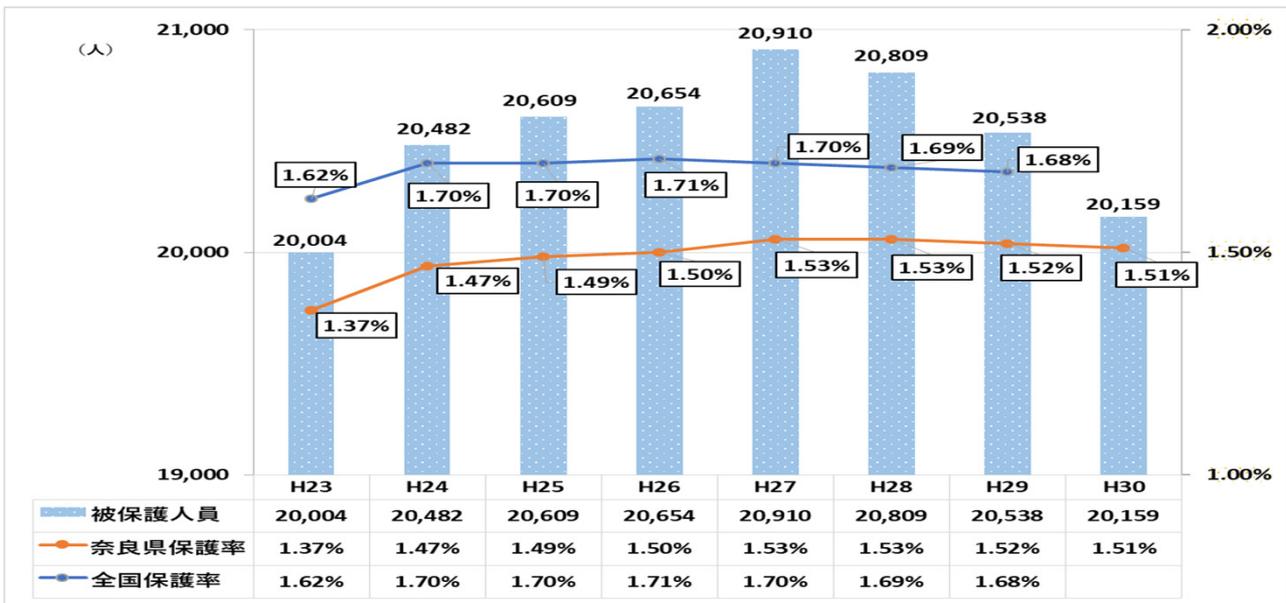
<生活困窮者への自立支援強化>

○ 2013（平成25）年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他自立の支援に関する措置を講ずること等について規定がされていますが、本県の生活保護率、被保護人員とも2015（平27）年をピークに横ばいの状況で推移しています。

また、2013（平成25）年の奈良県のひとり親世帯の約半数は世帯収入が200万円未満であり、2015（平成27）年の本県の子どものいる家庭に占めるひとり親家庭の割合は、5.4%を占めています。

こうした現状の中、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、課題を抱える生活困窮者に対し、「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」や福祉事務所を設置する12市と十津川村の相談支援窓口において、生活困窮者の相談に対応していますが、自立支援に関する取組をさらに強化することが必要です。

【奈良県の生活保護被保護者人員の動向と保護率の推移】



出典：被保護者調査（厚生労働省）

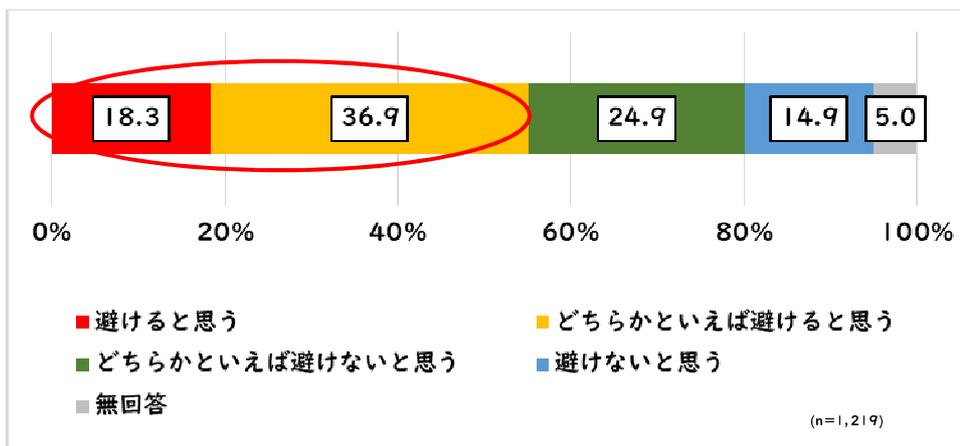
＜生活困窮者への偏見や差別意識の解消＞

○ 2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」によると、「格差は世の中に進歩をもたらすものだ」と格差を肯定的に捉えている人が3割程度いますが、貧困を個人の責任として捉えている人は1割程度に過ぎず、貧困による格差について何らかの救済・支援の必要があると思う人が8割を超えています。

一方、住宅を選ぶ際に、「近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」物件を「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と回答した人が過半数を上回っています。

このため、生活困窮者への偏見や差別意識解消の取組が必要です。

【住宅を選ぶ際に、近くに低所得者など生活に困難な人が多く住んでいる物件に対する意識】



出典：平成29年度「人権に関する県民意識調査」（人権施策課）

施策の方向性と取組

(1) 就労支援

- 離職や就職困難な状態にあるなど、生活困窮に直面した人について、早期就労に結びつくよう、**県及び市町村により、個別の相談対応や職場体験講習等の実施、職業訓練のあっせんなどの支援**を行います。

(2) 相談・支援の充実

- 生活困窮者が抱える課題は、経済的な問題だけでなく、生活や就労、教育などの問題も多いことから、**支援を必要とする人を早期に把握し支援につなげるため、福祉、保健、労働、教育部門との連携**に努めます。
- **県福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」とハローワークが連携**して、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 個人のニーズに合った就労を支援するため、マッチングアドバイザーにより、**求職者と求人を行う県内企業とのきめ細やかなマッチング**による支援を実施します。
- **生活困窮世帯の子どもへの生活・学習支援の実施**や、相対的な貧困状態にあるひとり親家庭への自立支援を実施します。

(3) 教育・啓発の推進

- 生活困窮者に対して、偏見や差別が見られるため、これらを解消し、正しい理解を促進するため、**法務省において実施している人権週間の強調事項としての啓発とあわせて、県も講演会の開催や街頭啓発などによる取組を推進**します。